

武蔵小杉周辺景観計画特定地区に追加する 景観形成方針・基準（案）への御意見を募集します

本市では、平成17年に武蔵小杉駅周辺をより積極的な景観の形成を図る地区として指定し、良好な景観の形成を進めています。

この度、小杉町1丁目地区で進められている民間開発の機会を捉え、武蔵小杉駅北口周辺をよりよい景観に誘導するため、景観形成方針・基準（案）を作成しましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和7（2025）年3月19日（水）～4月17日（木）

※郵送は当日消印有効。持参は令和7（2025）年4月17日（木）の午後5時まで

2 閲覧場所

- ・市ホームページ ・各区役所（市政資料コーナー）
- ・支所・出張所 ・図書館（本館・分館） ・市民館（本館・分館）
- ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- ・まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当（川崎市役所本庁舎19階）

※閲覧場所の開庁時間は各ホームページを参照してください。

3 意見書の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは市ホームページから専用のフォームのいずれかで提出

意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、メールアドレスまたは住所）」を明記

【提出先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当（市役所本庁舎19階）

※開庁時間：平日の午前8時30分から午後5時まで

FAX送信先：044-200-3969

市ホームページ：<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000174765.html>

市ホームページ



4 その他

- （1）意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- （2）お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしますが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
- （3）電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

【問合せ先】川崎市まちづくり局計画部

景観・地区まちづくり支援担当 雛元

電話：044-200-3010

みなさんの御意見をお聞かせください

小杉町Ⅰ丁目地区の 景観形成方針・ 基準（案） を作成しました

わたしのまち
みんなのまち
の 景観

を 考えてみませんか♪



3月19日(水)～4月17日(木)

パブリックコメント
ホームページはこちらから



このリーフレットは…

小杉町Ⅰ丁目地区で進められている民間開発の機会を捉え、武蔵小杉駅北口周辺をよりよい景観に誘導するため、川崎市景観計画で定めている「武蔵小杉周辺景観計画特定地区」の景観形成方針・基準に、当該地区を追加することとしました。このリーフレットは、この度作成した（案）の内容を説明するものです。



現在の
小杉町Ⅰ丁目
地区の様子

◀ 北西街区の
デッキから



▲ 武蔵小杉駅北口

敷地南東から ▶



案の作成にあたっては…

小杉駅北口駅前まちづくり方針や周辺地区の景観形成基準等を参考にしました。

1 川崎市の景観計画について

・川崎市では、平成19年に川崎市景観計画を策定、平成31年に同計画を改定し、**景観法に基づく景観形成を進めています。**

・景観計画では、**市内全域を景観計画区域**として、良好な景観を保全し、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、**景観の形成に関する方針、外観の色彩基準などを定めています。**



川崎市の景観のとらえ方

都市空間はもとより、自然環境、人の営みにより形づくられる様子など、**普段人々が目にしているながめ**

・大規模な土地利用転換のある場所や、自然資源や歴史文化資源を活かし、まもり育てる場所などは、**景観まちづくりを先導する地区として指定**し、良好な景観形成に積極的に取り組んでいます。

川崎市の景観まちづくりを先導する地区の種類と指定

①景観計画特定地区

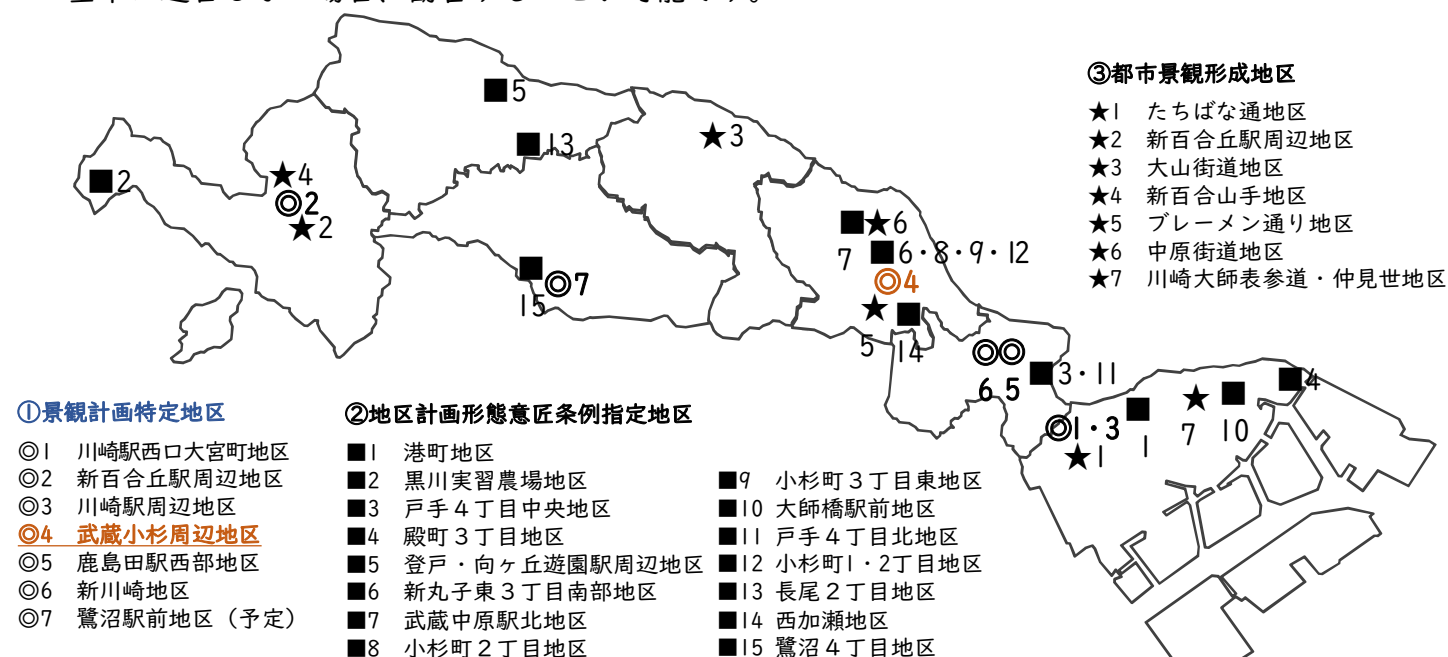
- ・景観形成を先導していく地区や景観の骨格を構成する重要な地区を指定します。
- ・より積極的な景観の形成を図るため、詳細な景観形成方針・基準を定めます。
- ・原則として駅前を指定しています。
- ・基準に適合しない場合、変更命令や罰則の適用が可能です。

②地区計画区域における形態意匠制限

- ・再開発等の事業を行う地区計画の区域（形態意匠の制限を定めるもの）を、条例で位置付けます。
- ・基準に適合しない場合、変更命令や罰則の適用が可能です。

③都市景観形成地区

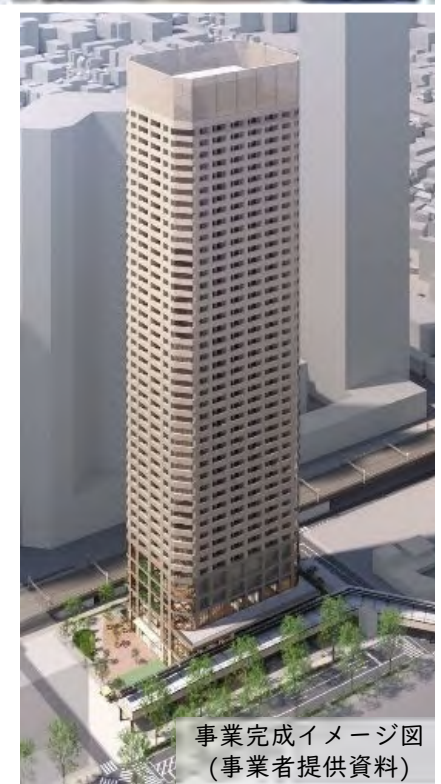
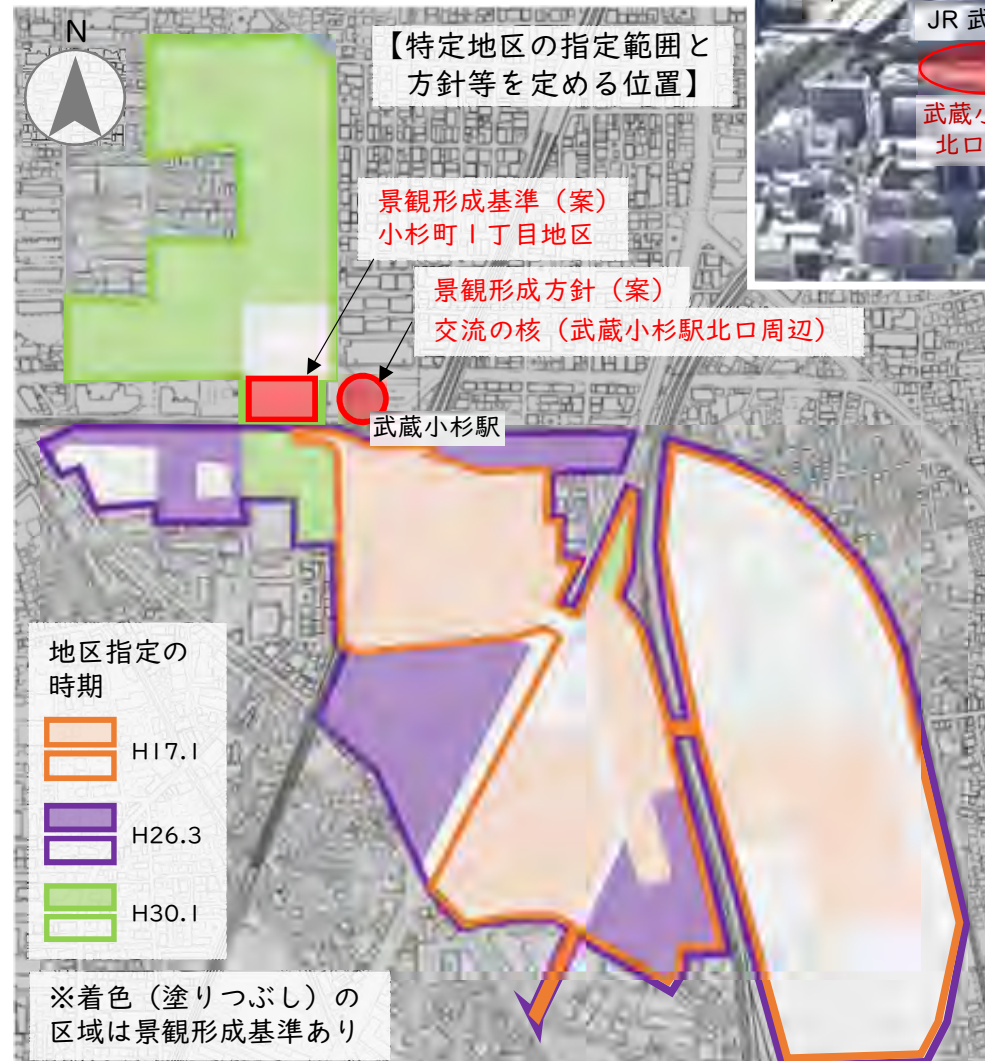
- ・住民発意のもので、地区住民等の協議会と市の協議を経て、景観形成方針・基準を策定します。
- ・基準に適合しない場合、勧告することが可能です。



2 武蔵小杉周辺景観計画特定地区について

商業、都市型住宅等の機能を有する建物の整備等を行う開発のタイミングを捉えて、**武蔵小杉周辺景観計画特定地区に景観形成方針「交流の核（武蔵小杉駅北口周辺）」と景観形成基準「小杉町1丁目地区」を追加することにより、建築物や工作物、広告物の景観誘導を推進することとしました。**

※広告物の基準については、事業の進捗に応じて別途定めます。



3 景観形成方針（案） 交流の核（武蔵小杉駅北口周辺）

デザインのキーワード

a

駅及び駅前空間とまちのつながりを創出する、広域拠点にふさわしい景観を形成する。

b

周辺建物と「調和」を図るとともに、「洗練」されたデザインによる街なみを形成する。

c

ペDESTリアンデッキレベルに面して店舗を配置し、周辺の「にぎわい」と「交流」の空間とつながることで連続した空間を創出する。

4 景観形成基準（案） 小杉町1丁目地区の主な内容

● 施設計画・建築物等のデザイン

- ・建築物の配置や歩行者動線は、**武蔵小杉駅北口の歩行者ネットワーク**や**回遊性**を踏まえてデザインする。
- ・商業又は業務機能を有する建築物では、通りや駅前空間、ペDESTリアンデッキと接する部分において、建築物のデザインを工夫し、歩行者を引き込むようにぎわいのある空間を創出するとともに、エントランス部はガラス等を用いた**開放的なデザイン**とする。
- ・高層部は、空になじむよう**落ち着いた色彩**にする。
- ・**ペDESTリアンデッキの下**は、できるだけ**開放性を確保し、快適な環境**になるよう工夫する。

空になじむ落ち着いた色彩のイメージ ▶



● 広場・通りのデザイン

- ・広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、**温かさやにぎわいのある空間づくり**をする。
- ・通りやペDESTリアンデッキは、**潤いやにぎわい**を感じながら、**安全で快適**に歩くことができる空間にする。
- ・通り抜けが可能な通路や小広場等を設け、**回遊性**を確保するとともに、**奥行きや立体感のある歩行者空間**にする。

◀ 奥行きや立体感のある歩行者空間のイメージ



● 照明のデザイン

- ・建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるもの及び地上階または屋外テラスに面する室内において使用する照明は、**演色性が高く**、かつ、**温かみのある光源**を基調とする。ただし、にぎわいを創出する良質な照明は、この限りでない。



▲ 温かみのある光源を基調とした照明のイメージ



▲ 平面的・立体的に広がりのある緑の空間のイメージ



● みどりのデザイン

- ・**等々力緑地**へ向かう**武蔵小杉駅北口駅前**として、地域の特性を踏まえた多様な樹種を活用し、**平面的・立体的に広がりのある緑の空間**を創出する。
- ・植栽は、「医療と文教の軸」の連続性に配慮し、**季節を感じさせる街路景観**を創出する。
- ・**多様な交流を育み潤いのある景観**を形成するような緑化の空間を創出する。

◀ 季節を感じさせる街路景観のイメージ

詳しくは、景観計画別表第1(案)をご覧ください ▶



● 外観の色彩

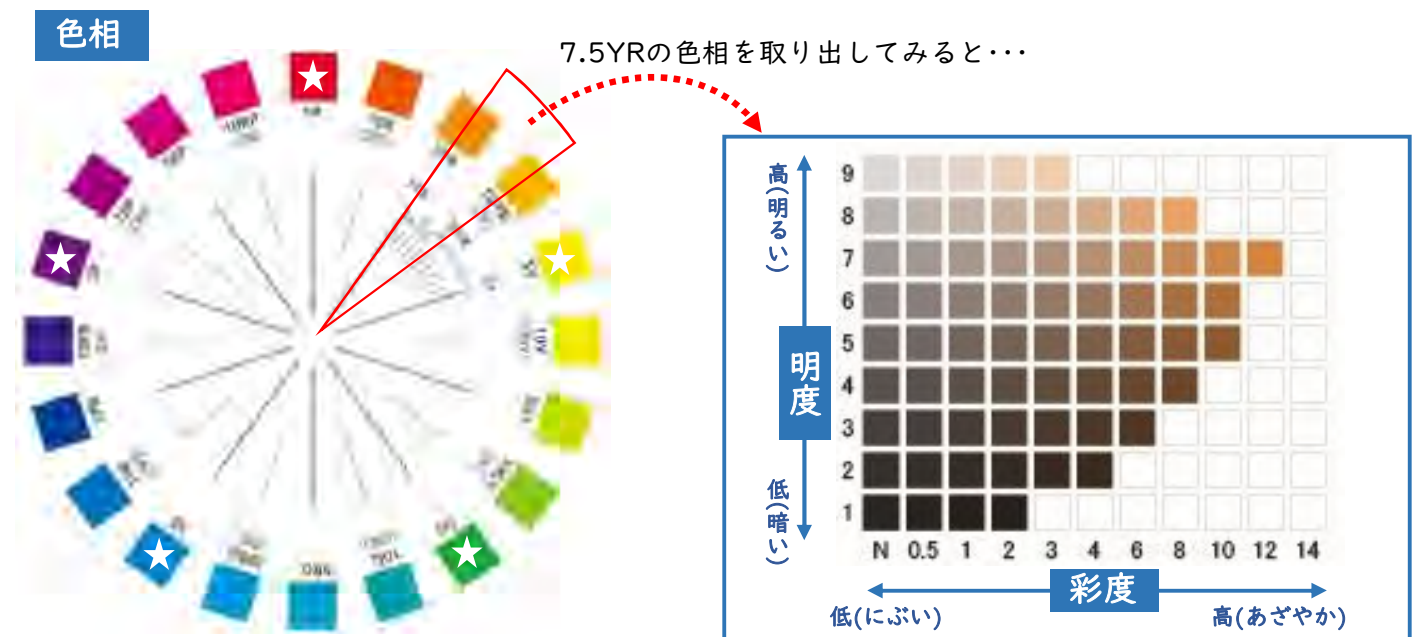
- ・「医療と文教の軸」沿いに立地することから、**暖色系のアースカラーを基調**とした**温かみのある街なみ**となるよう**配色**を行う。
- ・高さ方向の圧迫感の軽減等のため、地上30mを境に低層部、高層部に分けて基準を定める（右表）。

● 広告物のデザイン

（事業の進捗に応じて別途定めます）



色彩「マンセル表色系」について



- ・「マンセル表色系」とは、アメリカの画家、アルバート・H・マンセル（1858-1918）が創案し、1905年に草案した色を表現する方法で、現在は修正されたものが使われています。

- ・マンセル記号は、**3つの属性**を組み合わせでひとつの色彩を表現する記号です。

色相	明度	彩度
（しきそう）：いろあい	（めいど）：あかるさ	（さいど）：あざやかさ

- ・川崎市景観計画では、JIS規格となっている「マンセル表色系」を採用しています。

5 地区指定までのスケジュール

- ・ 3/19～4/17 パブリックコメントの実施
＜いただいた御意見を整理し、審議会に諮問する案を作成します＞
- ・ 5、6月 都市景観審議会、都市計画審議会 諮問
＜市民、学識経験者等から構成される審議会に案を諮問し、答申を受けます＞
- ・ 7～9月頃 景観形成方針・基準の告示・施行
パブリックコメント結果の公表

今回指定した景観形成方針・基準に従って、事業の実施設計が進められます。

市は、設計内容が方針・基準に合っているか確認を行い、よりよい景観の形成に向けて、事業者と協議を行います。

武蔵小杉周辺景観計画特定地区の景観形成方針・基準の追加について（案） 市民の皆様からの意見を募集します

1 意見募集期間

令和7（2025）年3月19日（水）～4月17日（木）
※郵送は当日消印有効。持参は4月17日（木）の17時まで

パブリックコメント
ホームページ



2 閲覧場所

- ・ 市ホームページ
- ・ 各区役所（市政資料コーナー）
- ・ 支所・出張所
- ・ 図書館（本館・分館）
- ・ 市民館（本館・分館）
- ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
- ・ まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当（川崎市役所本庁舎19階）

※閲覧場所の開庁・開館時間は各ホームページを御確認ください。

3 意見書の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当

(2) 持参

川崎市役所本庁舎19階
まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当
（開庁時間：平日の午前8時30分から午後5時まで）

(3) FAX

送信先：044-200-3969

(4) インターネット入力フォーム

市ホームページのパブリックコメントのページから、
専用のフォームを使って送信してください。

みなさんの御意見をお待ちしています♪



※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「**題名**」、「**氏名**」（法人、団体等の場合は、名称及び代表者の氏名）及び「**連絡先**」（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）を明記してください。

※2 御意見に対する個別の対応はしませんが、類似の内容を整理・要約した上で、本市の考え方を整理し、ホームページで公表します。

【問い合わせ先】

川崎市 まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当
電話：044-200-3022 E-Mail：50keikan@city.kawasaki.jp